

ガバ検、プラ研の問題意識 利用者情報規制の背景

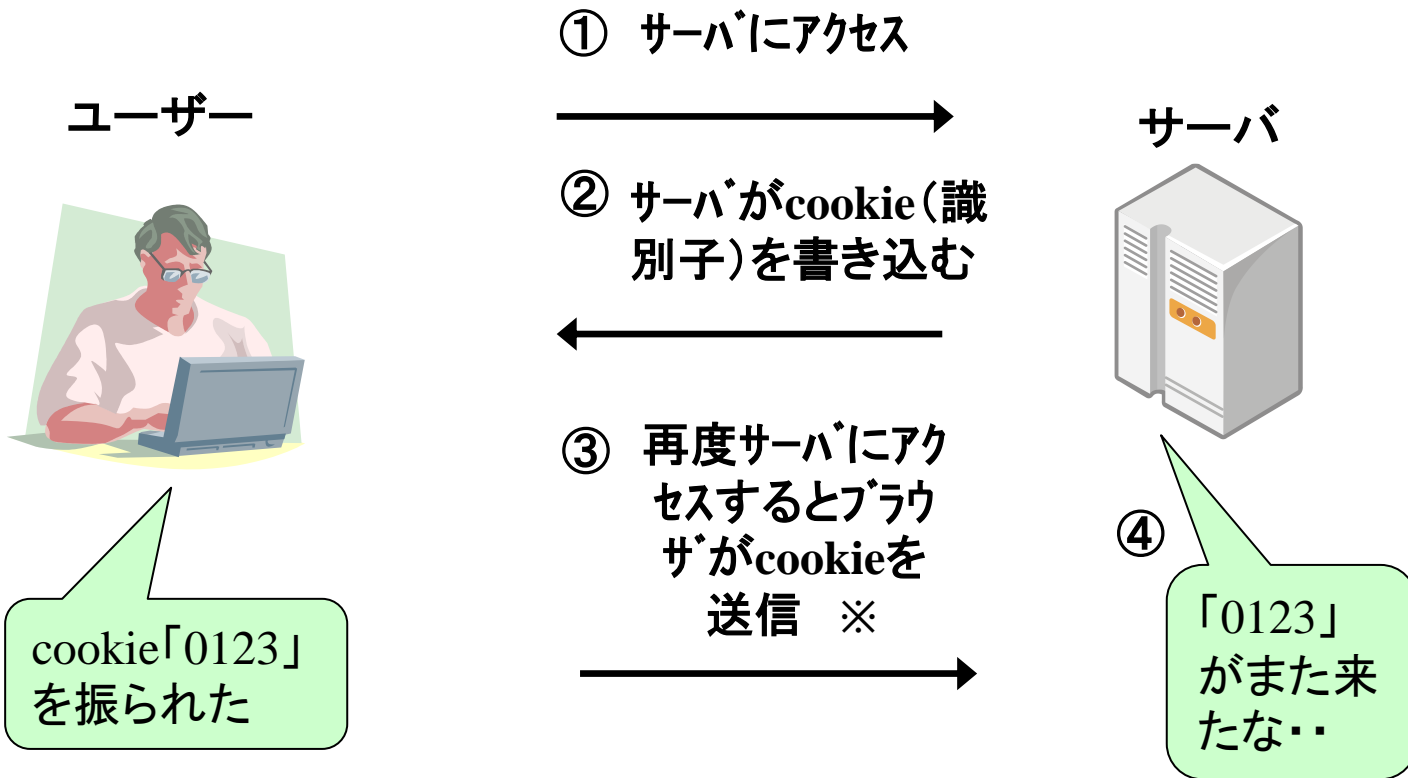
英知法律事務所
弁護士 森 亮二

目次

- ウェブ閲覧履歴等の収集の仕組み
- DMPデータの「転用」とリクナビ事件、ケンブリッジアナリティカ事件
- ガバナンス検討会の問題意識
- プラ研と「通信関連プライバシー」
- 外部送信規律と適正な取扱い規律の内容
- 事業者団体の反論と規制の「後退」

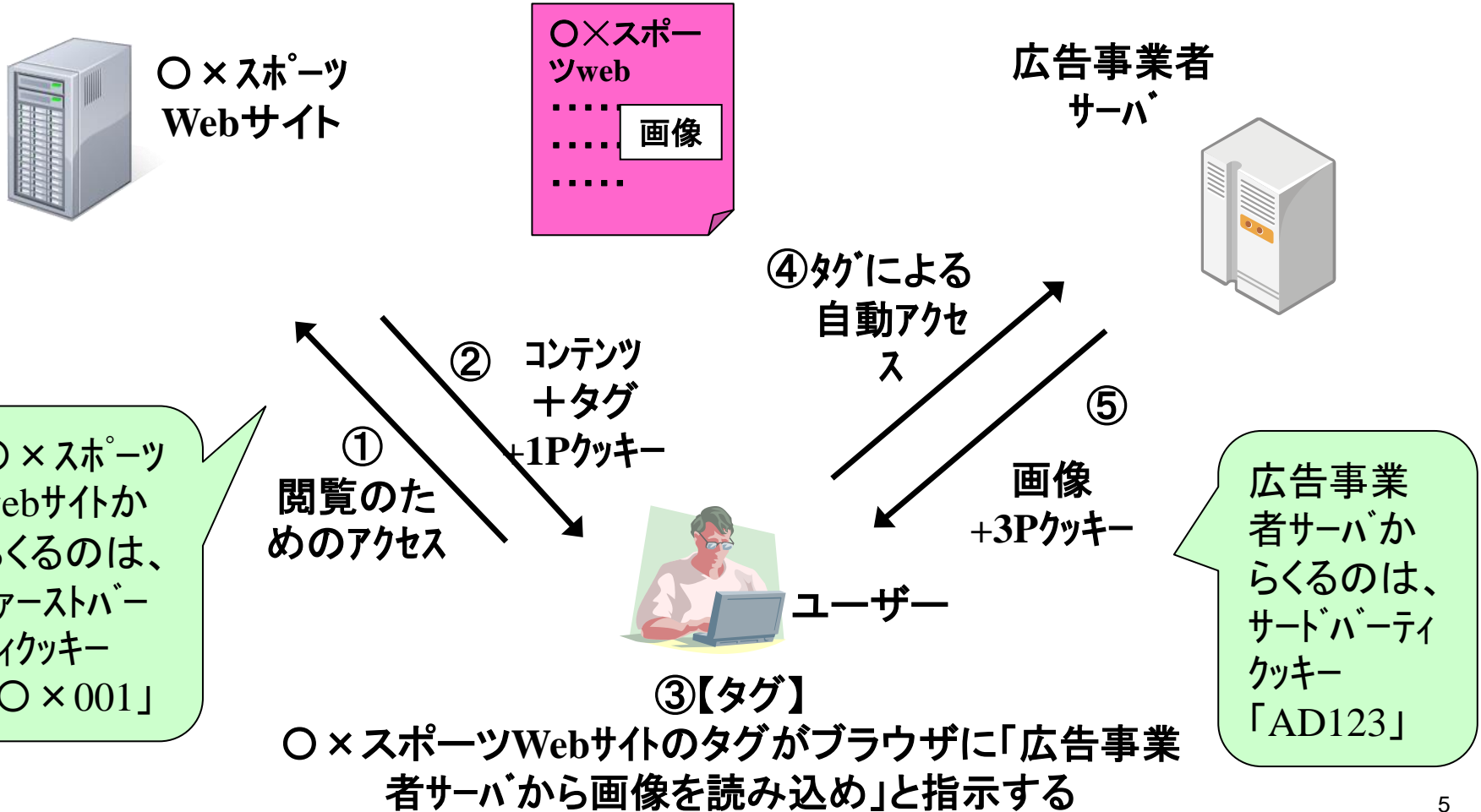
ウェブ閲覧履歴の収集の仕組み

クッキーとは

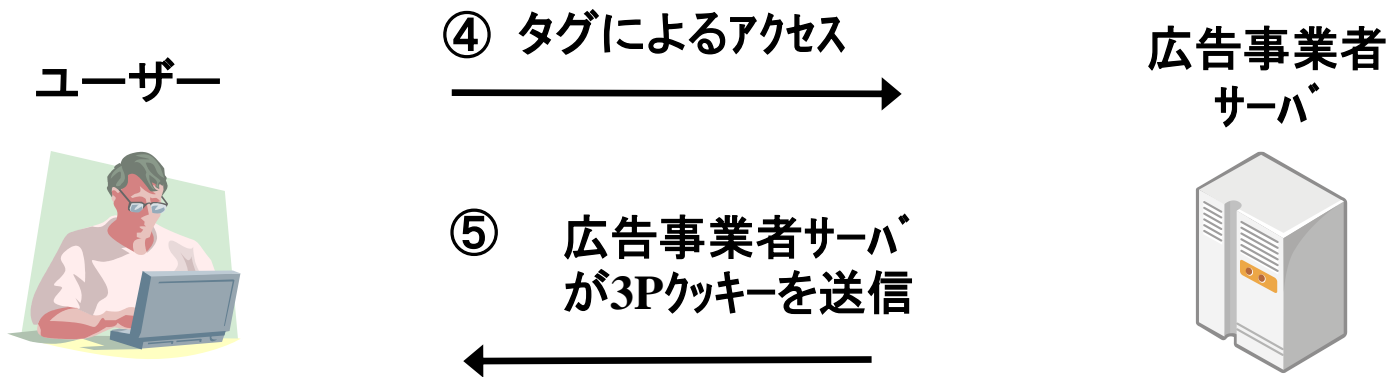


※ cookieには、ドメインが書かれており、ブラウザは同じドメインのサーバにだけ送り返す。
ちなみに、ブラウザはcookie、スマホアプリは広告ID。

広告事業者サーバのサードパーティクッキー



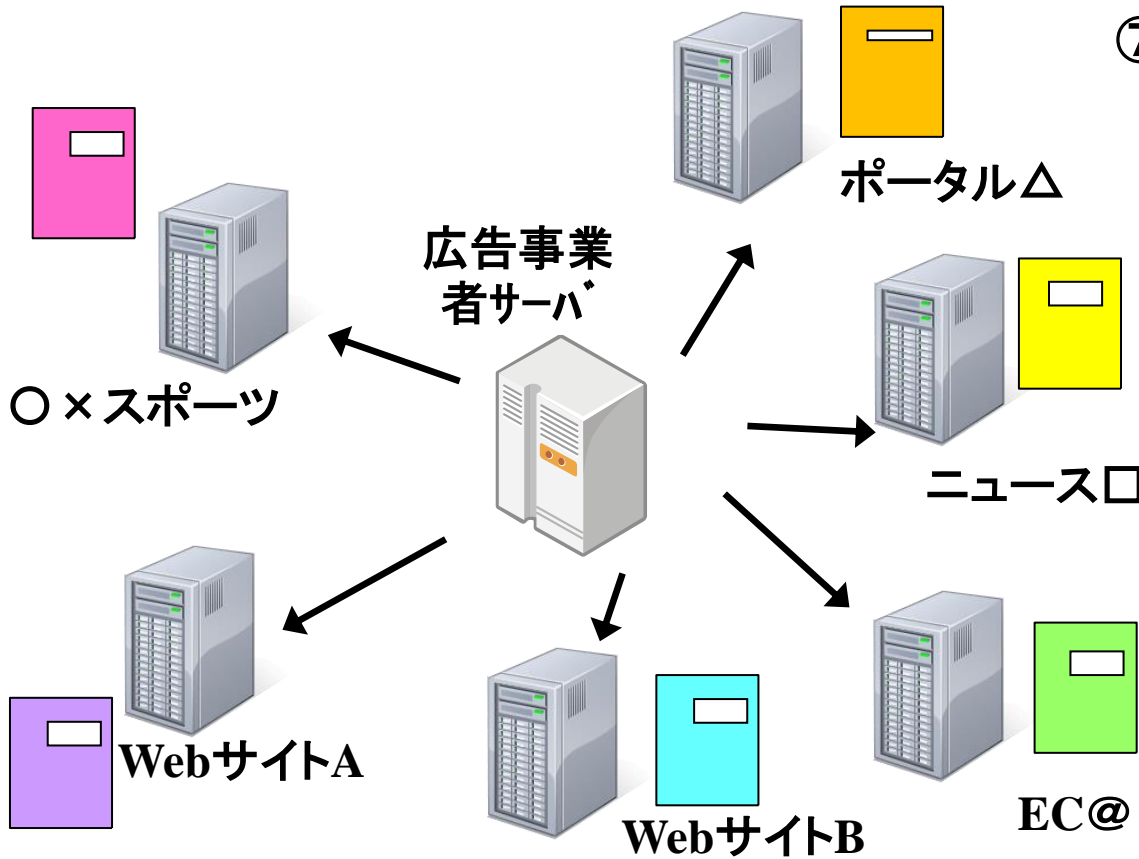
広告事業者のクッキーをキーとした名寄せ



⑥

- ④のタグによるアクセスの際に広告事業者サーバは「〇×スポーツ」のウェブサイトの指示で来たことが分かる(1pクッキー「〇×001」をもらうことも)
- それにより、「〇×スポーツ」と広告事業者が発行した3Pクッキー「AD123」の組み合わせが広告事業者サーバで完成する。

広告事業者のクッキーをキーとした名寄せ



⑦・ 〇×スポーツのwebサイトとおなじように、あちこちのwebサイトに広告事業者がタグを貼っておく。

・ 消費者が、それらのサイトにアクセスするごとに、消費者のブラウザは、広告事業者サーバからもらったクッキー「AD123」を送ってくる。

・ 広告事業者サーバは、どのファーストパーティからアクセスを指示されたかも分かるため、「AD123」をキーにして、ウェブサイトの閲覧履歴を作成できる。

広告事業者のクッキーをキーとした名寄せ

広告事業者
サーバ



DMP (Data
Management
Platform)のDB

AD123のブラウザのアクセス履歴	
日時	アクセス先
2018/06/01 22:10	○×スポーツ
2018/06/01 22:18	WebサイトA(ランニングシューズ)
2018/06/02 19:30	WebサイトB(引越し業者)
2018/06/02 19:52	WebサイトC(引越し業者)
2018/06/02 20:05	ポータル△
2018/06/04 20:30	ニュース□
2018/06/01 20:46	EC@

広告事業者のクッキーをキーとした名寄せ

- このような行為は、非常に一般的に行われている。
- 法的評価の検討は、後述の外部送信の規制まで全く進んでいなかった。問題視されたこともあったが、個人情報ではないこともあって、事実上許容されてきた。

提供先で個人情報になるケース





- SNSの「ボタン」の場合、単なる広告事業者と異なり、**SNS側に登録情報がある**ため、ウェブの閲覧履歴は個人情報となる。
- 広告事業者が保有する情報を、**1Pのウェブサイト(たとえばO×スポーツ)に提供するサービスも存在し**、その評価が問題になっていた(1Pのウェブサイトは、ユーザー登録情報を持っていることもある)。

DMP123のブラウザのアクセス履歴	
日時	アクセス先
2018/06/01 22:10	O×スポーツ
2018/06/01 22:18	WebサイトA
2018/06/02 19:30	WebサイトB
2018/06/02 19:52	WebサイトC
2018/06/02 20:05	ポータル△
2018/06/04 20:30	ニュース□
2018/06/01 20:46	EC@



O×001のユーザー登録情報	
氏名	森野亮二郎
所属組織	ABC商事
性別	男性
生年月日	1970年6月1日
住所	東京都港区
学歴	O×大学
既婚・未婚	既婚
趣味	旅行、自転車

提供先で個人情報になるケース

- たとえばBtoCの事業を展開する企業にとって、ユーザーが自社のウェブサイトの外でどのように行動しているかということは、マーケティング上極めて重要な情報。

- 広告事業者が持つDMPデータの分析を登録ユーザー情報に結び付けたいという需要は明白で、その需要を満たすサービスが生まれるのも当然。

- ただ、それはそのサービスを利用する登録ユーザーにとっては「不意打ち」である。

- 顔や名前を晒してつきあう事業者が、自分の日々のウェブの閲覧履歴を把握していることを知れば驚くはず。

- 広告会社の下では個人情報ではないDMPデータが提供先の事業会社の下で初めて個人情報になる ⇒ 個人情報保護法の第三者提供の制限の適用は？

提供先で個人情報になるケース

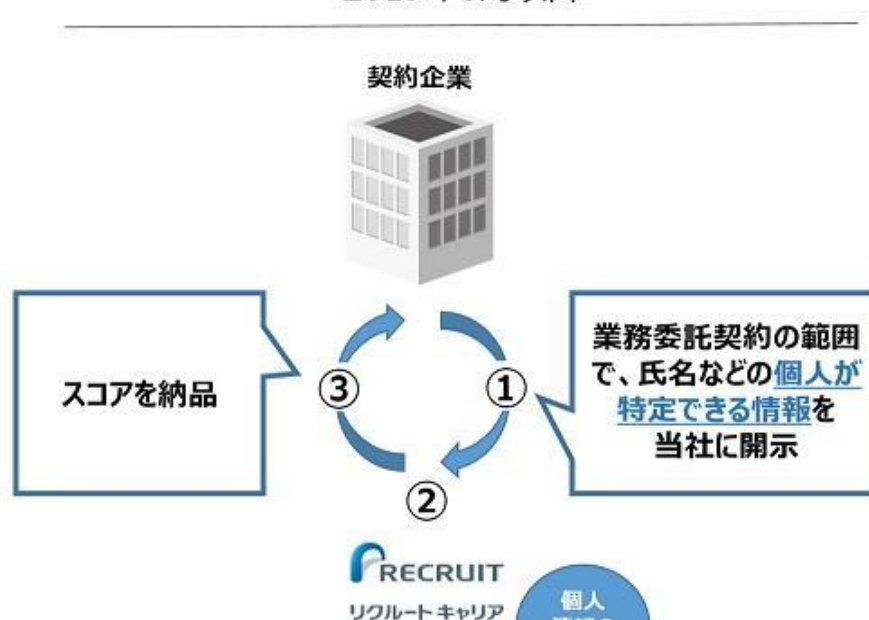
『リクナビDMPフォロー』のサービス提供スキーム

2019年2月以前



リクナビが保有するCookie情報と突合し、当社では個人が特定できない状態で、企業IDごとのスコアを算出

2019年3月以降



リクナビが保有する情報を突合し、該当する学生を特定し、スコアを算出

DMPデータの「転用」と リクナビ事件、ケンブリッジアナリティカ

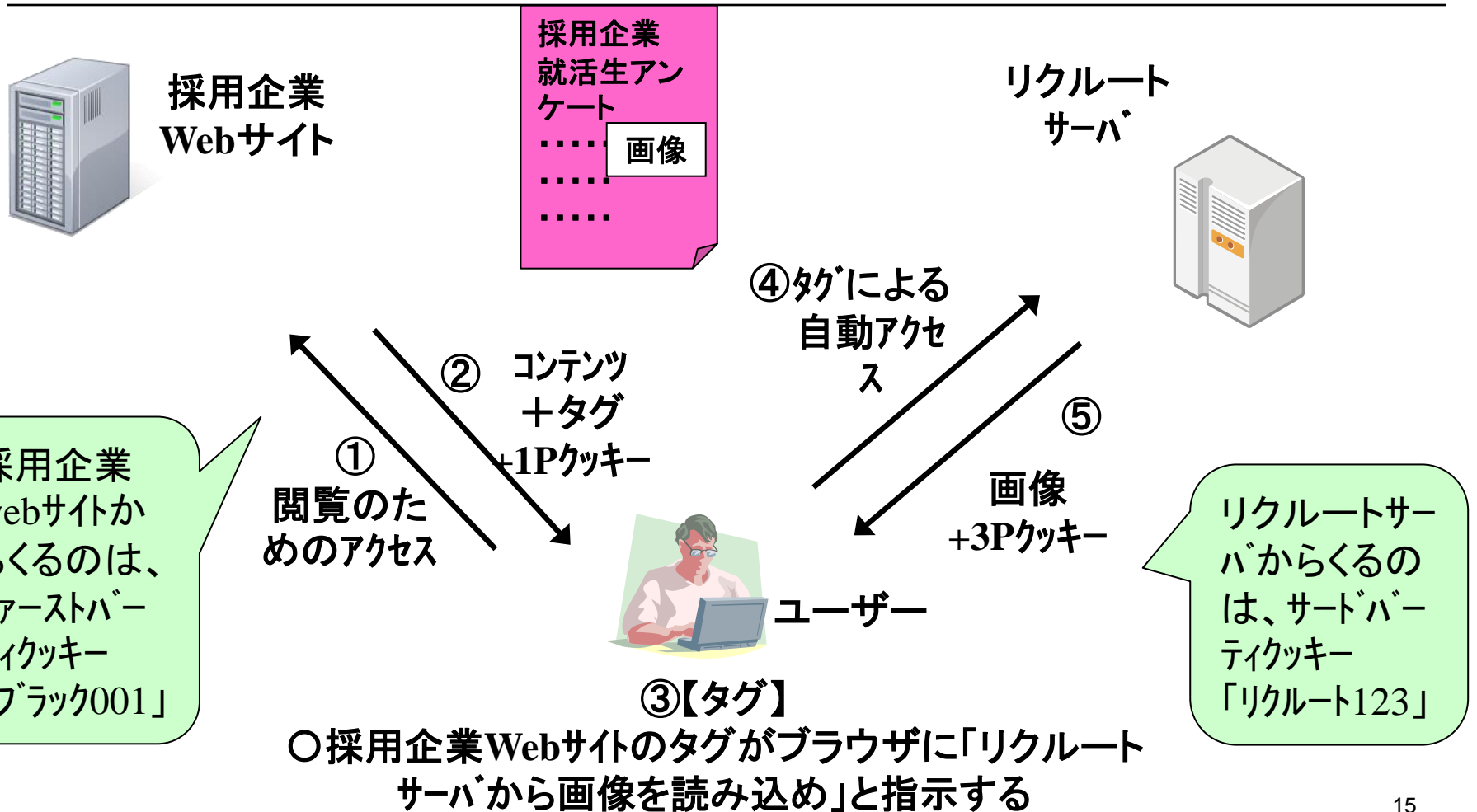
リクナビ事件－事実関係

- リクルートキャリアが、就活中の学生が内定を辞退する確率(内定辞退率)を判定したデータを契約する採用企業に販売していたことが判明。
- 内定辞退率は、①採用企業から提供をうけた過去の内定辞退状況、②就活生の登録情報等、③就活学生の就活サイト等内外のwebサイトの閲覧状況をもとにAIによる分析でスコア化したもの。

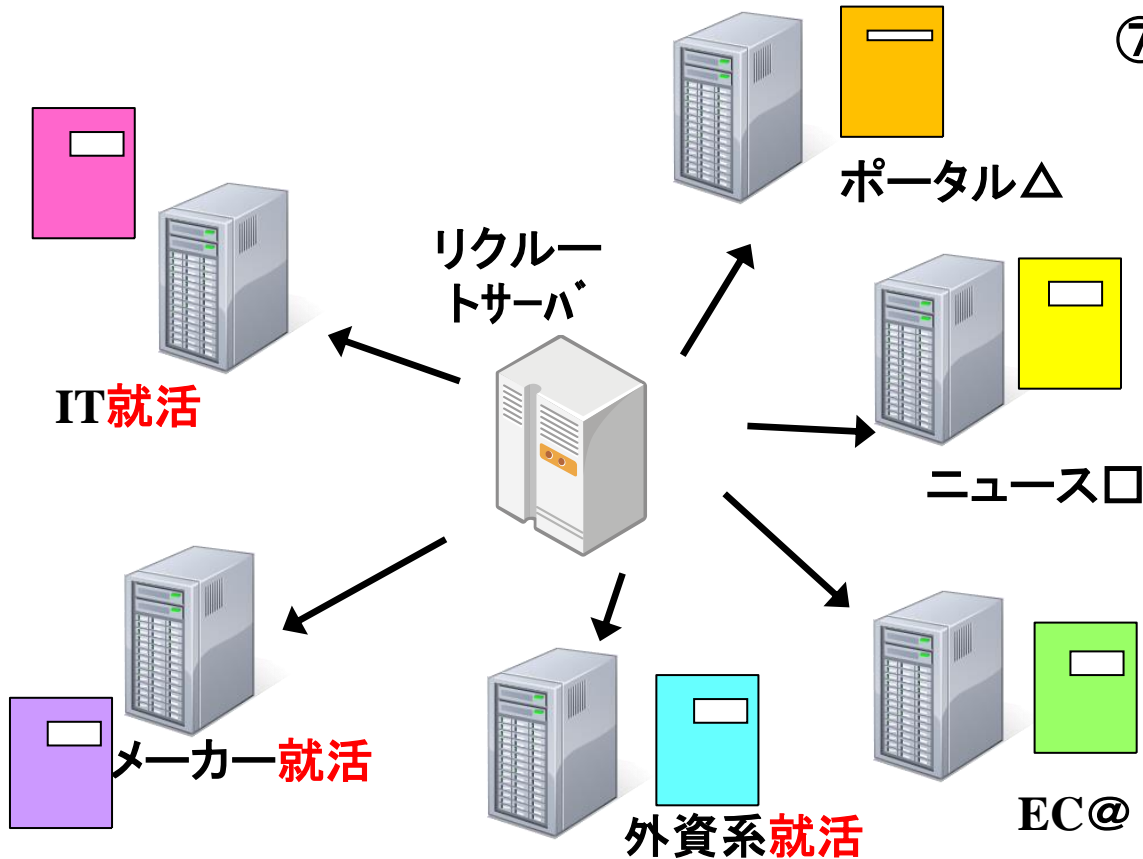
学生ID	スコア	離脱辞退可能性
10001	0.4	★★
10002	0.53	★★★
10003	0.61	★★★
10004	0.23	★★
10005	0.1	★

- 2019年2月以前には、リクルートキャリアが採用企業から就活生の企業IDやcookieを受け取り、これに当該就活生のスコアを付して返す運用(リクルート側で非個人情報、採用企業側で個人情報、以下「リクナビ2019」)であったが、2019年3月以降は、リクルートキャリアが採用企業から就活学生の氏名を受け取って、これにスコアを付けて返す運用(リクルート側でも採用企業側でも個人情報、以下「リクナビ2020」)に変更。

リクナビ2019の仕組み



リクナビ2019の仕組み



⑦・ 採用企業webサイトとおなじように、あちこちのwebサイトにリクルートがタグを貼っておく。

・ 就活生が、それらのサイトにアクセスするごとに、就活生のブラウザは、リクルートサーバからもらったクッキー「リクルート123」を送ってくる。

・ リクルートサーバは、どのファーストパーティからアクセスを指示されたかも分かるため、「リクルート123」をキーにして、ウェブサイトの閲覧履歴を作成できる。

リクナビ2019の仕組み

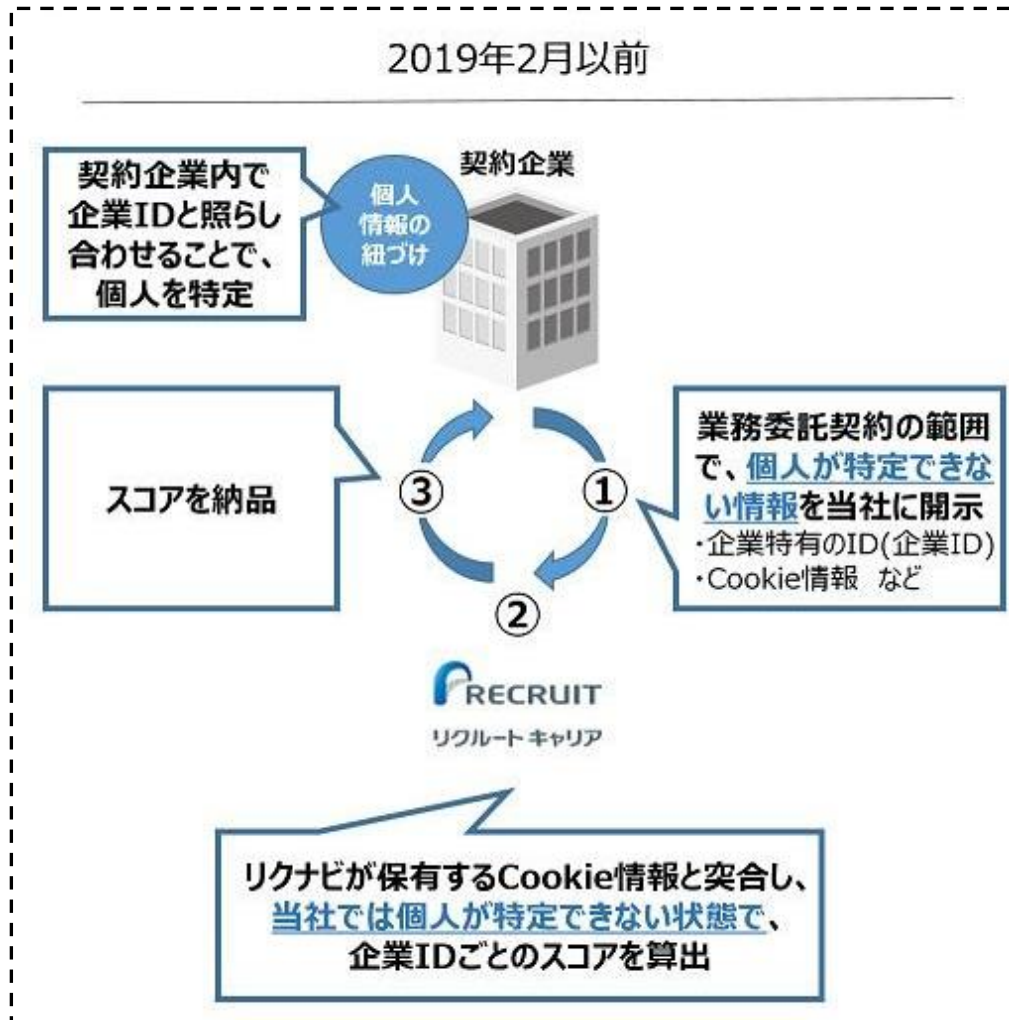
リクルート
サーバ



リクルート123のブラウザのアクセス履歴	
日時	アクセス先
2018/06/01 22:10	IT就活
2018/06/01 22:18	<u>外資系就活</u>
2018/06/02 19:30	メーカー就活
2018/06/02 19:52	<u>外資系就活</u>
2018/06/02 20:05	ポータル△
2018/06/04 20:30	ニュース□
2018/06/01 20:46	<u>外資系就活</u>

この人本命は外資系ですね、お宅様は、国内企業なので、たぶん内定を蹴るでしょう。

リクナビ2019の仕組み



- ① 「採用企業のcookie情報」(1stPクッキー)が採用企業からリクナビへ
- ② リクナビでは、その1stPクッキー(に対応する自分の3rdPクッキー)の閲覧履歴をベースにスコアを算出(リクナビでは個人が特定できない)
- ③ スコアを採用企業に納品し、採用企業側で就活学生情報に戻す。

リクナビ2019についてのまとめ①

- リクナビ→採用企業については、リクナビ(非個人情報)採用企業(個人情報)のパターンになっている。
- ↓
- この部分は8月の最初の行政指導では個人情報保護委員会の法執行の対象とならなかったが、後に法執行。
- ↓
- ほぼ同時期に(2019年12月)提供元(非個人情報)提供先(個人情報)については、規制の対象にするという令和2年改正の方向性が公表される※

※個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱 第4章4. 端末識別子等の取扱い
「ここ数年、インターネット上のユーザーデータの収集・蓄積・統合・分析を行う、「DMP(中略)」と呼ばれるプラットフォームが普及しつつある。この中で、クッキー等の識別子に紐づく個人情報ではないユーザーデータを、提供先において他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者提供形態が出現している。」

リクナビ2019についてのまとめ②

- DMPは、広告のみに使われるものではないということが広く認識されるきっかけとなった。



- web閲覧履歴を収集し、それを特定の個人に結びつけることは、当該個人が誰かということを知っている人にとっては極めて容易。FBはその一例に過ぎなかった。



- DMPは、ウェブの閲覧履歴をベースに「その人はどんな人？」という質問に幅広くこたえられる仕組み。



- 広告、すなわち「その人は何を買いそう？」であればOKとされてきた？

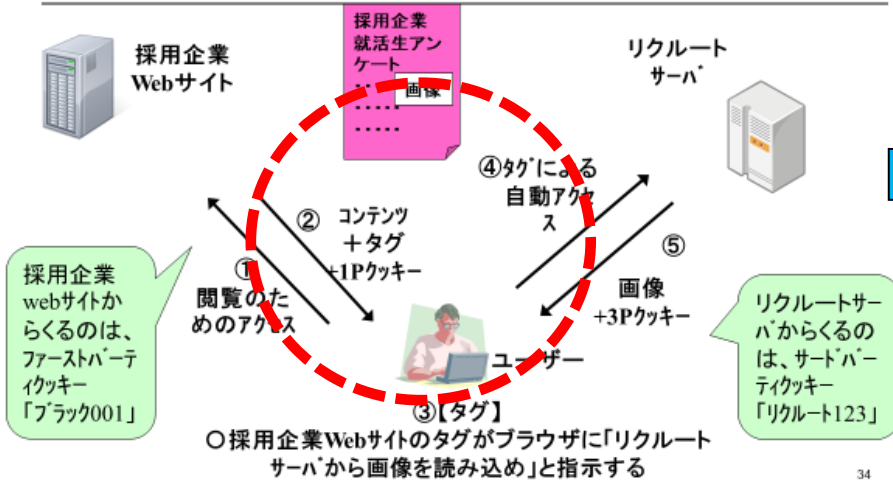


- しかし...「その人は内定を辞退しそうか？」「その人は職場に満足しているか？」「その人が投票において重視する政策は何か？」「その人は健康に不安を感じているか？」等の質問に使うことには抵抗があるはず。

個人関連情報の新設

提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとして取得されることが想定される情報の第三者提供については、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける(個人情報保護法31条)。

リクナビ2019の仕組み



34

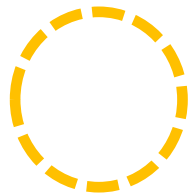
リクナビ2019の仕組み

リクルート123のブラウザのアクセス履歴

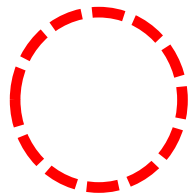
日時	アクセス先
2018/06/01 22:10	IT就活
2018/06/01 22:18	外資系就活
2018/06/02 19:30	メーカー就活
2018/06/02 19:52	外資系就活
2018/06/02 20:05	ポータル△
2018/06/04 20:30	ニュース□
2018/06/01 20:46	外資系就活

この人本命は外資系ですね、お宅様は、国内企業なので、たぶん内定を蹴るでしょう。

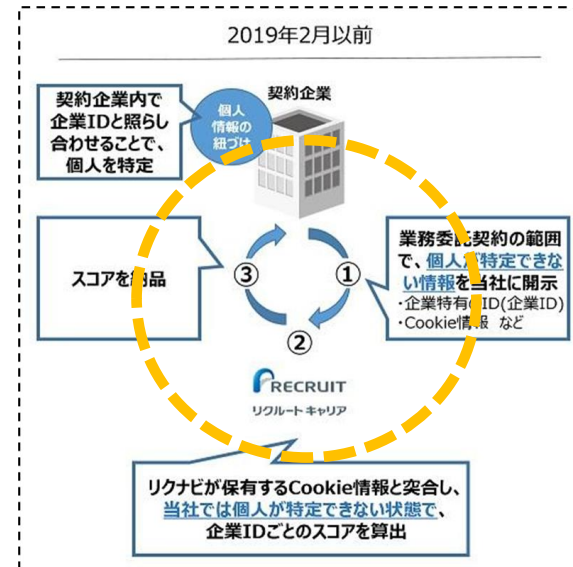
36



← この部分だけ個人関連情報として新たに規制



← 野放しだったここを外部送信として規制



22

ガバナンス検討会の問題意識

広告事業者のクッキーをキーとした名寄せ

広告事業者
サーバ



AD123のブラウザのアクセス履歴	
日時	アクセス先
2018/06/01 22:10	〇×スポーツ
2018/06/01 22:18	WebサイトA(ランニングシューズ)
2018/06/02 19:30	WebサイトB(引越し業者)
2018/06/02 19:52	WebサイトC(引越し業者)
2018/06/02 20:05	ポータル△
2018/06/04 20:30	ニュース□
2018/06/01 20:46	EC@

DMP (Data
Management
Platform)のDB

- 電気通信事業を取り巻く環境の変化により、情報の漏えい・不適正な取扱い等や電気通信サービスの停止が生じた場合には、多様な個人的法益・社会的法益・国家的法益の侵害につながり得る。

1. 個人的法益

- ✓ 情報漏えい等の防止によるユーザのプライバシーの保護
- ✓ 電気通信サービスの円滑な提供を通じた、ユーザの利便性の確保
- ✓ ユーザによる自由な情報発信や知る権利の保障

2. 社会的法益

- ✓ 多様な社会経済活動や国民生活の確保、ひいてはデジタル社会の実現
- ✓ サイバー犯罪による経済的損失の防止
- ✓ 健全な言論環境の確保
- ✓ 電気通信サービスに係る制度そのものに対する信頼の維持

3. 国家的法益

- ✓ 健全な民主主義システムの確保
- ✓ 要人に関する情報の悪用の防止
- ✓ 機密データ等の窃取の防止
- ✓ サイバー攻撃による政府機関や重要インフラの機能停止の防止

- 電気通信サービスの安定的かつ確実な提供を確保し、デジタル技術の利活用に対する利用者の不安を取り除くことで、これら多様な保護法益の確保を図っていく必要がある。
- 国民の誰もが安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることを通じて、電気通信事業の中長期的な発展が促進されるものと考えられる。

- これらの保護法益を確保しつつ、安全で信頼性の高い電気通信サービスの提供を通じたイノベーションの促進を図っていくためには、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクや電気通信サービスの停止のリスクに適切に対処することが必要。
- 電気通信事業の円滑・適切な運営を確保することが一層重要になっており、電気通信事業ガバナンス※の在り方について検討を行うことが求められる。

(※) 電気通信事業の円滑・適切な運営を確保するための管理の仕組み

ケンブリッジアナリティカ事件

- 2016年米大統領選でトランプ陣営を、英国のEU離脱を問う国民投票では離脱派をそれぞれ支援したとされる。2018年3月、元社員クリスファー・ワイリーの告発で発覚
- 2014年頃、ケンブリッジ大学の研究者アレクサンダー・コーガンが心理クイズアプリを作成し、このアプリをFB上でダウンロードした約30万人のユーザーと、彼らが「友だち」として登録していたユーザーの計8700万人分のデータを取得。
- 心理学やデータ分析、アドテクノロジーなどの専門家チームがマイクロターゲティングの手法で詳細にプロファイリング。「神経症で極端に自意識過剰」「陰謀論に傾きやすい」「衝動的怒りに流される」と分析されたグループに対し、政治広告を出し、愛国者団体の集会などに誘い、「先鋭化」させていった。



クリストファー・ワイリーの告発本

自分が考えていることを話し、人々が近寄って聞いてくれ、自分の経験などを共有するのと異なり、ひとりひとりの耳元で、ささやくように、それも一人一人に、もしかすると違うことをささやいていく。私たちは社会の分裂を進めていると思います。もう人々は経験を共有できなくなっています。そして、同じ理解をすることもできなくなっている。社会事象について同じ理解を持つてなければ、社会を運営していくことなんてできるでしょうか？
(ガーディアンへのインタビューで)

オバマ陣営による政治広告の成功

クリストファー・ワイリー「マインドハッキング」

オバマ陣営は特定の有権者に対して特定のメッセージを直接届けるマイクロターゲティングで成功した。マイクロターゲティングを全面展開すると、政治的メッセージを世の中に向かって広く発信するのではなく、プライベート空間に閉じ込める格好になる。プライベート空間で発せられる政治的メッセージという点では、古くからアメリカの選挙運動で使われてきたダイレクトメールも同じである。とはいえ、データを駆使したマイクロターゲティングは次元が違う。数千万人の有権者がいれば、数千万種類の政治的メッセージを作って送れる。個々の有権者はそれぞれの属性に合ったメッセージを受け取るわけだ。メッセージの内容は有権者によって千差万別であり、あなたが受け取るメッセージは隣人が受け取るメッセージと似ても似つかないかもしれない。(中略)

選挙運動がプライベート空間で行われるとどうなるだろうか。政治家は公の場から姿を消し、監視されにくくなる。アメリカ民主主義の土台であるタウンホールミーティングは徐々に表舞台から退き、オンライン上を流れるデジタル広告に取って代わられる。監視がなくなれば、政治的メッセージはもはや政治的メッセージのように作られる必要もなくなる。(中略)われわれは友人から送られてくるメッセージを読むのと同じ感覚で、ソーシャルメディア経由の政治的メッセージを読む。送り手の正体や意図に気付かないままに、である。(26頁)


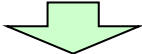
CAによる刺激・誘導

クリストファー・ワイリー「マインドハッキング」

CAはアメリカ各地の地域レベルで、「スミス郡愛国者」や「私は国を愛する」といったもともらしい名前を使って右派ページを作成した。フェイスブックのレコメンデーションエンジンのおかげで、これらのページはターゲットユーザー—すでに似たようなコンテンツを「いいね！」している—のニュースフィード上に現れる。ユーザーがCAのフェイクグループに参加すると、怒りに火を付けるようなビデオや記事の投稿を大量に見せられる。グループページ上は「これはひどい」「あれはアンフェアだ」といった会話であふれ返る。CAはソーシャルの壁を取り払い、異なるグループをつなげて関係を強めたわけだ。その間ずっと、フェイスブック上に流すメッセージのテストを繰り返して、修正を加え続けた。狙いはエンゲージメントの最大化である。(中略)グループが一定の人数に達すると、CAは物理的なイベントを開催した。参加者が多いと思わせるため、通常はカフェやバーなど比較的小さな場所を会場に選んだ。(中略)彼らがカフェやバーに実際に集まって、怒りや妄想を共有する。こうなると、参加者は自然に「われわれは巨大な運動に参加している」と思い込み、ますますお互いの妄想をかき立て合って陰謀論に傾斜する。(中略)イベントは共和党の予備選が早期に行われる州から順番にアメリカ各地で開かれ、「俺たち(アス・)対(バーサス・)あいつら(ゼム)」の対立構造がますますかき立てられ~~て~~いくのだ。(191頁、192頁)

CAによる誘導

クリストファー・ワイリー「マインドハッキング」

- FBから取得したユーザーのDBを用いて、誘導しやすい対象者（「神経症で自意識過剰」「陰謀論に傾きやすい」「衝動的怒りに流される」）を探す。

- ターゲティング広告、コンテンツのレコメンドによって対象者に対して「働きかける」

- たとえば、フェイクグループ（「〇〇郡愛国者」や「私は愛国者」といったもったもらしい名前）に誘い込んで、エコーチェンバーの効果で集団として先鋭化させる。

FBの広告配信サービス

メールアドレスを渡すから、この人に政治広告を出して



ケンブリッジアナリティカ



メアドや電話番号



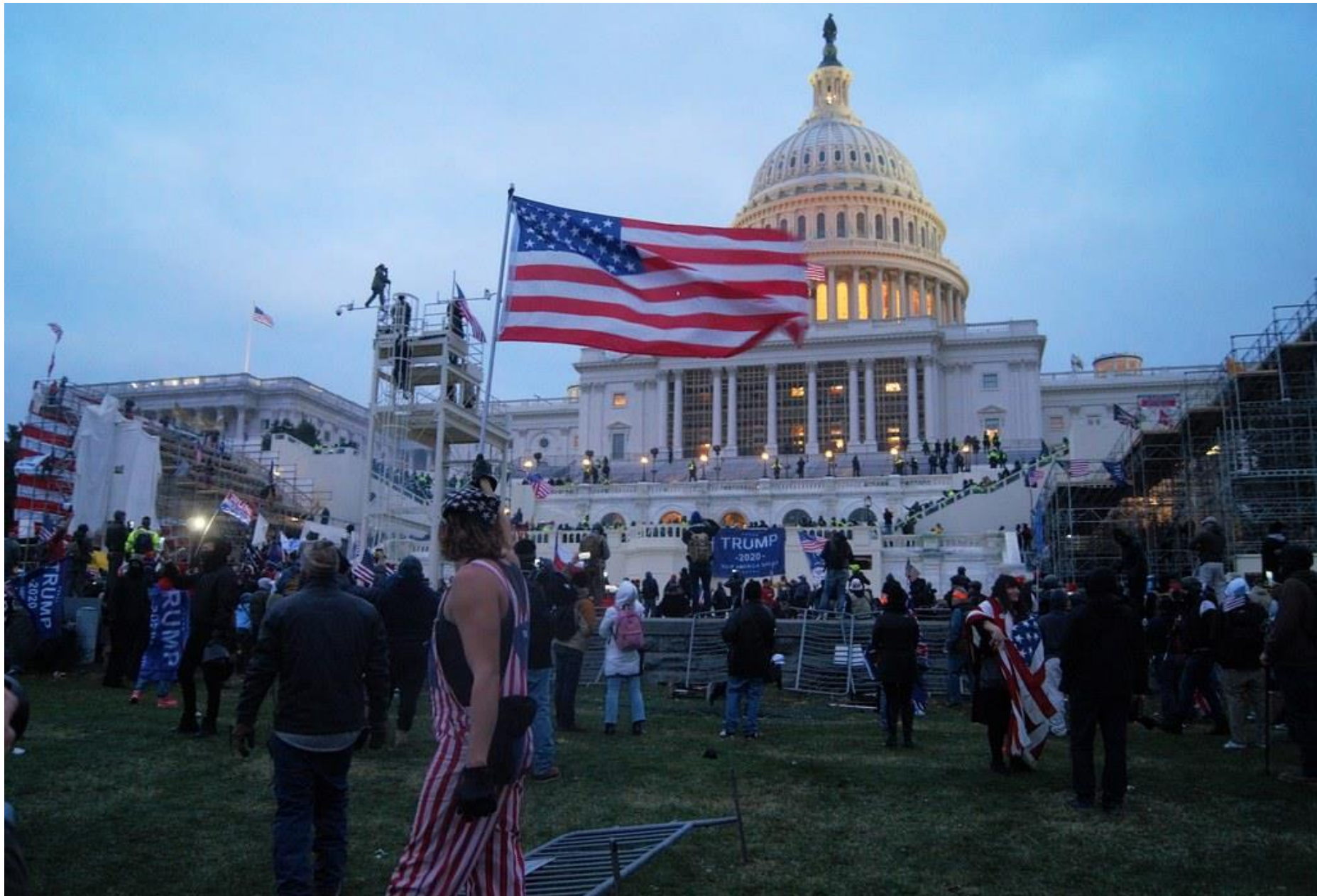
FBユーザー



- 「陰謀論に傾く」
- 「怒りに流される」

ケンブリッジアナリティカ事件の教訓

- ◆ 選挙に影響を与える目的だがその過程で**社会の分断**が生じる
- ◆ 選挙に影響を受けるということは**国のあり方**に影響されるということ
- ◆ **安全保障上の問題**も(選挙に外国の関与を許す)
- これらが可能になったのは、①**詳細なプロファイリングが可能なFBのユーザーデータベース**、②**FBの広告配信の仕組み**(メールアドレス等で出し分けられる)、③**FBのレコメンドの仕組み**。があったから。
- それらによって、人が操作(マインドハッキング)され、狙い通りの行動をとることになった。



操作された人たちは、大統領選の結果すらも信じられなくなり、さらなる国家的混乱を巻き起こすことに。

- 電気通信事業を取り巻く環境の変化により、情報の漏えい・不適正な取扱い等や電気通信サービスの停止が生じた場合には、多様な個人的法益・社会的法益・国家的法益の侵害につながり得る。

1. 個人的法益	2. 社会的法益	3. 国家的法益
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報漏えい等の防止によるユーザのプライバシーの保護 ✓ 電気通信サービスの円滑な提供を通じた、ユーザの利便性の確保 ✓ ユーザによる自由な情報発信や知る権利の保障 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 多様な社会経済活動や国民生活の確保、ひいてはデジタル社会の実現 ✓ サイバー犯罪による経済的損失の防止 ✓ 健全な言論環境の確保 ✓ 電気通信サービスに係る制度そのものに対する信頼の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 健全な民主主義システムの確保 ✓ 要人に関する情報の悪用の防止 ✓ 機密データ等の窃取の防止 ✓ サイバー攻撃による政府機関や重要インフラの機能停止の防止

- 電気通信サービスの安定的かつ確実な提供を確保し、デジタル技術の利活用に対する利用者の不安を取り除くことで、これら多様な保護法益の確保を図っていく必要がある。
- 国民の誰もが安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることを通じて、電気通信事業の中長期的な発展が促進されるものと考えられる。

- これらの保護法益を確保しつつ、安全で信頼性の高い電気通信サービスの提供を通じたイノベーションの促進を図っていくためには、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクや電気通信サービスの停止のリスクに適切に対処することが必要。
- 電気通信事業の円滑・適切な運営を確保することが一層重要になっており、電気通信事業ガバナンス※の在り方について検討を行うことが求められる。

(※) 電気通信事業の円滑・適切な運営を確保するための管理の仕組み

再掲

- 電気通信事業を取り巻く環境の変化により、**情報の漏えい・不適正な取扱い等**や**電気通信サービスの停止**が生じた場合には、多様な個人的法益・社会的法益・国家的法益の侵害につながり得る。

1. 個人的法益

- ✓ 情報漏えい等の防止によるユーザのプライバシーの保護
- ✓ 電気通信サービスの円滑な提供を通じた、ユーザの利便性の確保
- ✓ ユーザによる自由な情報発信や知る権利の保障

2. 社会的法益

- ✓ 多様な社会経済活動や国民生活の確保、ひいてはデジタル社会の実現
- ✓ サイバー犯罪による経済的損失の防止
- ✓ 健全な言論環境の確保
- ✓ 電気通信サービスに係る制度そのものに対する信頼の維持

3. 国家的法益

- ✓ 健全な民主主義システムの確保
- ✓ **要人に関する情報の悪用の防止**
- ✓ 機密データ等の窃取の防止
- ✓ サイバー攻撃による政府機関や重要インフラの機能停止の防止

- 電気通信サービスの安定的かつ確実な提供を確保し、デジタル技術の利活用に対する利用者の不安を取り除くことで、これら多様な保護法益の確保を図っていく必要がある。
- 国民の誰もが安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることを通じて、電気通信事業の中長期的な発展が促進されるものと考えられる。

- これらの保護法益を確保しつつ、安全で信頼性の高い電気通信サービスの提供を通じたイノベーションの促進を図っていくためには、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクや電気通信サービスの停止のリスクに適切に対処することが必要。
- 電気通信事業の円滑・適切な運営を確保することが一層重要になっており、電気通信事業ガバナンス※の在り方について検討を行うことが求められる。

(※) 電気通信事業の円滑・適切な運営を確保するための管理の仕組み

LINE、個人データ管理不備で謝罪 中国委託先で閲覧可能

ネット・IT

[+ フォローする](#)

2021年3月17日 7:34 (2021年3月17日 18:09更新)



保存



Think! 多様な観点からニュースを考える

[越野結花さん](#)他3名の投稿



外部送信規制と適正な取扱い規制 「立法事実」との関係

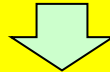


CA事件



リクナビ

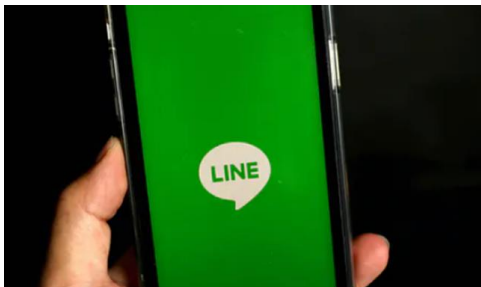
ウェブの閲覧履歴やアプリの利用
情報が筒抜け！



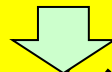
外部送信規律

外部送信

LINE問題



メッセージやウェブの閲覧履歴が
安全保障上の問題がある国で管
理される

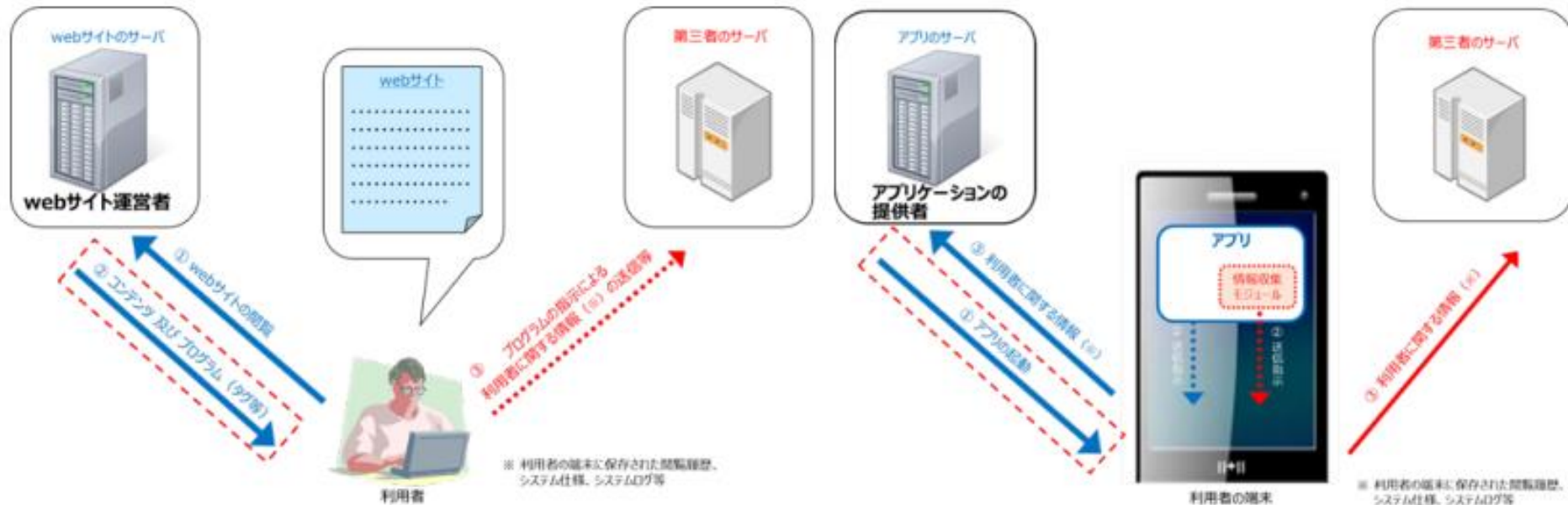


取扱いを行う国名公表など

適正な取扱い

プラ研と「通信関連プライバシー」

外部送信ーウェブの場合とアプリの場合

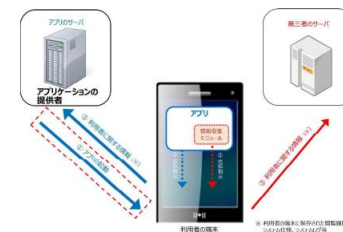


ウェブサイトの場合：
ウェブサイトにタグを設置することにより、そのウェブサイトにアクセスした情報を第三者に提供

アプリの場合：
アプリに情報収集モジュールを設置することにより、スマートフォンの情報を第三者に提供

外部送信に関するこれまでの制度的取り組み

- スマートフォンプライバシーイニシアティブ(「SPI」2012年～)
2012年、総務省は、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の下にWGにおいて、アプリ提供事業者や情報収集モジュール提供事業者は、どのような情報収集モジュールが誰にどのような利用者情報を送信しているのかを明らかにすることが望ましいとするガイドライン、「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」(「SPI」)を公表した。その中心は、情報収集モジュールによる利用者情報送信の状況を記載した「アプリプラポリ」の掲出。
その後アップデートを重ねて最新版はSPIIII(3)



- 総務省「プラットフォームサービス研究会」におけるウェブサイトの外部送信の検討

総務省プラットフォームサービス研究会 「中間報告書」

- 利用者の端末情報が、OS事業者、通信事業者、プラットフォーム事業者、アプリ事業者等によって、利用者の意思に反して取得・活用されているとすると、通信の秘密の対象であるか否かに関わらず、プライバシー上の適切な保護を検討する余地が生じ得るところ、端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な規律の在り方については、eプライバシー規則(案)の議論も参考にしつつ、今後引き続き検討が必要と考えられる
- (脚注)「Web 等のターゲティング広告に係るアクセス履歴の取得に対する規制は、…(中略)…通信の端点で得られているだけの履歴を通信の秘密として拡大解釈することは避けるべき。通信の秘密侵害は直罰が科される重罪であり、単なる Web 等の履歴の取扱いにすぎないものには馴染まない。仮に辻褃合わせのために通信の秘密に係る規制を緩めた場合、厳格に捉えるべき本来の通信の秘密概念を形骸化させることになりかねない」との意見が寄せられており、こうした意見にも留意することが望ましい。

総務省プラットフォームサービス研究会 「中間とりまとめ」

- このような通信サービスの利用に関わる利用者端末情報とそれに紐づく情報の保護については、「通信関連プライバシー」として保護されるべき利用者の権利として、把握されるべきであると考えられる。即ち、(中略)
- 事業者には法律上の義務を課すことが有用であるとの指摘も踏まえ、電気通信事業法等における規律の内容・範囲等について、eプライバシー規則(案)の議論も参考にしつつ、cookie や位置情報等を含む利用者情報の取扱いについて具体的な制度化に向けた検討を進めることが適当である



これをガバ研が引き継ぐことに

「中間とりまとめ」2021年9月 105頁

- 電気通信事業を取り巻く環境の変化により、**情報の漏えい・不適正な取扱い等**や**電気通信サービスの停止**が生じた場合には、多様な個人的法益・社会的法益・国家的法益の侵害につながり得る。

1. 個人的法益

- ✓ 情報漏えい等の防止によるユーザーのプライバシーの保護
- ✓ 電気通信サービスの円滑な提供を通じた、ユーザーの利便性の確保
- ✓ ユーザーによる自由な情報発信や知る権利の保障

2. 社会的法益

- ✓ 多様な社会経済活動や国民生活の確保、ひいてはデジタル社会の実現
- ✓ サイバー犯罪による経済的損失の防止
- ✓ 健全な言論環境の確保
- ✓ 電気通信サービスに係る制度そのものに対する信頼の維持

3. 国家的法益

- ✓ 健全な民主主義システムの確保
- ✓ 要人に関する情報の悪用の防止
- ✓ 機密データ等の窃取の防止
- ✓ サイバー攻撃による政府機関や重要インフラの機能停止の防止

- 電気通信サービスの安定的かつ確実な提供を確保し、デジタル技術の利活用に対する利用者の不安を取り除くことで、これら多様な保護法益の確保を図っていく必要がある。
- 国民の誰もが安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることを通じて、電気通信事業の中長期的な発展が促進されるものと考えられる。

- これらの保護法益を確保しつつ、安全で信頼性の高い電気通信サービスの提供を通じたイノベーションの促進を図っていくためには、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクや電気通信サービスの停止のリスクに適切に対処することが必要。
- 電気通信事業の円滑・適切な運営を確保することが一層重要になっており、電気通信事業ガバナンス※の在り方について検討を行うことが求められる。

(※) 電気通信事業の円滑・適切な運営を確保するための管理の仕組み

電気通信事業法の目的

個人情報保護法とは異なる

通信サービス利用者の保護、通信の信頼確保



守られている



・通話
・メール

通信の秘密

利用の変化



・ウェブサイト
・アプリ

守られていない

通信関連
プライバシー

2018/06			
2018/06			グッシュス)
2018/06/02	19:30		WebサイトB(引越し業者)
2018/06/02	19:52		WebサイトC(引越し業者)
2018/06/02	20:05		ポータル△
2018/06/04	20:30		ニュース□
2018/06/01	20:46		EC@

私の通信が筒抜けだ！

※「通信の秘密」には個人情報が含まれるが、それ以外にも
①法人の情報、②パーソナルデータであって個人情報ではないものが含まれる。
('電気通信役務利用者情報'も同じ ⇒ 対象範囲も違う)

外部送信規律の内容

第27条の12（情報送信指令通信に係る通知等）

電気通信事業者又は第3号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。）を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない

第27条の12（情報送信指令通信に係る通知等）

- ① 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は映像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報
- ② 当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号(中略)であつて、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの ⇒ 1Pクッキーであつて1Pに送信されるもの
- ③ 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報

第27条の12（情報送信指令通信に係る通知等）

- ④ 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報
イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること。(1) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信 (2) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用
ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。
⇒ オプトアウト

ざっくりいえば：

原則は通知公表（容易に知り得る状態）でOK、以下の場合は不要。

- ①どうしても必要な情報
- ②同意を得ている場合
- ③オプトアウトできるようにしている場合

第27条の12-ざっくり

義務を負う人:

電気通信事業者又は第3号事業を営む者(若干の限定あり)

義務の内容:

- 外部送信をするときはそれに関する情報↓を通知公表する
 - 当該利用者に関する情報の内容
 - 当該情報の送信先
 - 送信される情報の利用目的

適用除外:

情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

- ①どうしても必要な情報
- ②同意を得ている場合
- ③オプトアウトできるようにしてオプトアウトしていない場合

適正な取扱い規律の内容



適正な取扱い規律の義務

取扱規程

● 特定利用者情報^(※1)の取扱いに係る取扱規程の策定・届出

- ✓ 安全管理、委託先の監督、取扱方針、自己評価に関する事項等を記載

担保措置：変更命令・遵守命令等

取扱方針

● 特定利用者情報の取扱いに係る取扱方針の策定・公表

- ✓ 取得する利用者情報、利用の目的、安全管理の方法、営業所の連絡先等を記載

担保措置：業務改善命令等

自己評価・反映

● 毎事業年度 情報の取扱状況を自己評価、取扱規程・方針に反映

担保措置：業務改善命令等

統括責任者

● 上記事項の統括責任者の選任・届出、職務遂行義務

- ✓ 管理的地位にあり実務経験のある者から選任、誠実な職務遂行義務等

担保措置：業務改善命令等

※1 利用者に関する情報のうち、①通信の秘密に該当する情報、②役務契約を締結又はID等により利用登録をした利用者の50情報を想定。

対象となる電気通信事業者の役務

- 電気通信事業者の役務で
 - 無料の電気通信役務の場合:利用者数が1,000万人以上の電気通信役務
 - 有料の電気通信役務の場合:利用者数が500万人以上の電気通信役務

- 検索事業者で以下の両方を満たすもの(3号事業者⇒電気通信事業者へ格上げ)
 - 利用者数が1,000万人以上である電気通信役務
 - 分野横断的な検索サービスを提供する電気通信役務

- SNS等事業者で以下の両方を満たすもの(3号事業者⇒電気通信事業者)
 - 利用者数が1,000万人以上である電気通信役務
 - コミュニケーションに係る情報を実質的に媒介する電気通信役務
 - ◆ SNS、動画共有PF、ブログPFなど、
 - ◆ ユーザー登録不要なものは対象外、モールやフリマも対象外

対象となる「特定利用者情報」

- 通信の秘密
- 利用者の個人データ(個人情報データベース等を構成するもの)

策定・公表を要する情報取扱方針

□ 「情報取扱方針」＝利用者に対する公表事項

ホームページにおいて利用者が理解しやすい分かりやすい方法により、以下の事項を記載することが適当

- ・取得する**特定利用者情報の内容**に関する事項（㊦取得する情報の項目、㊧取得方法）
- ・特定利用者情報の**利用の目的及び方法**に関する事項（利用目的(具体的利用例を含む)）
- ・特定利用者情報の**安全管理**の方法に関する事項
 - ㊦安全管理措置の概要
 - ㊧**外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合は、委託先（再委託先を含む）の所在国の名称**
 - ㊨**外国に所在するサーバーに特定利用者情報を保存する場合は、サーバーの所在国の名称(保存する可能性がある国の名称を含む)**(㊩サーバー設置者から当該所在国の情報が提供されない場合は、当該設置者の名称及び当該設置者の選択理由)
 - ㊩**委託先やサーバーの所在国において、政府の情報収集活動への協力義務を課すことにより、電気通信事業者が保有する特定利用者情報について政府による収集が可能となる制度(利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る)(以下「情報収集制度」)*の存在**
 - ※ 個人情報保護委員会では、「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす制度」の有無、当該制度が存在する場合はその概要を、ホームページで公表(これは補助的なものであり、当該制度の確認は、事業者の責任で行うべきものとされる)
- ・利用者からの**相談等に応ずる営業所等の連絡先**
- ・特定利用者情報の**漏えいに係る事案(過去10年間のうち指定を受けている期間の事案)の内容及び時期の公表**

策定・届出を要する情報取扱規程

- 「情報取扱規程」＝社内ルール
- 記載事項は以下のとおり

- 特定利用者情報の**安全管理**に関する事項（㉗組織的安全管理措置(例：責任者の設置、マニュアル整備等)、㉘人的安全管理措置(例：研修の実施等)、㉙物理的安全管理措置(例：入退室管理等)、㉚技術的安全管理措置(例：アクセス管理等)、㉛外的環境の把握体制(例：諸外国の法的環境の把握体制等)
- 特定利用者情報の**委託先の監督**に関する事項（㉜委託先の選定方法（例：自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が確実に実施されることの確認方法等）、㉝委託契約において記載する特定利用者情報の取扱いに関する事項（例：安全管理措置等）、㉞委託先（再委託先、再々委託先等含む。）における特定利用者情報の取扱状況の把握に関する体制及び方法（例：定期的監査等）
- **情報取扱方針の策定及び公表に係る体制**に関する事項（例：情報取扱方針の策定組織等）
- 特定利用者情報の**取扱状況の評価に係る体制及び方法**に関する事項（㉟評価実施体制及び評価結果の反映体制、㊱評価事項、評価頻度及び評価方法）
- **従業者の監督に係る体制及び方法**に関する事項（例：アクセス管理の体制、研修の内容・頻度等）

☞ 総務省において、具体的な記載事例等を示した情報取扱規程の**記載マニュアルの策定**が望ましい。

情報取扱状況の自己評価の対象

- 情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況
- 外部環境の変化による影響(外国の法的環境の変化(情報収集制度によるリスク等)、サイバー攻撃のリスク等)
- 内部環境の変化による影響(事故等)

特定利用者情報統括管理者の要件

- 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること
- 利用者に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令等に関する業務、若しくはこれらの業務を監督する業務に3年以上従事した経験(他業種を含む。)を有すること又は同等以上の能力を有すると認められること
- なお、CIO、CISO、個人情報保護管理者等を設置している場合は、必要となる職務を追加して対応することも問題ない。

※ 電気通信設備統括管理者(電気通信事業法第44条の3)は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的な地位にあり、かつ、電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務やこれを監督する業務に通算して3年以上従事した経験等が要件

特定利用者情報の漏えい報告

- 利用者の数が**1,000人を超える**特定利用者情報の**漏えい**が生じた場合
- (上記に該当しない場合でも)**情報収集制度に基づき、外国政府により特定利用者情報が取得された場合**
 - ※ 通信の秘密の漏えいは、利用者の数にかかわらず、報告が必要(電気通信事業法第28条)
 - ※ 個人情報の保護に関する法律施行規則第7条に基づき、個人データについては、本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生した場合には、報告義務の対象

事業者団体の反論と規制の「後退」

電気通信事業法の改正の方向性に対する懸念について

新経済連盟の「懸念」に対する懸念

新経済連盟の発表した「電気通信事業法の改正の方向性に対する懸念について」に対する懸念



新経済連盟の「懸念」に対する懸念

新経済連盟の発表した「電気通信事業法の改正の方向性に対する懸念について」に対する懸念



プレスリリース

政策テーマ

政府等への提言、意見

2021.12.17 電気通信事業法の改正の方向性に対する懸念について

- 現在明らかになっている法改正の方向性は、**デジタルビジネスのみならず日本社会のデジタル化全体**にとって**深刻な負担**となり、**阻害するおそれが高い**ものであり、**重大な懸念**あり。

懸念点①

総務省が、ネット利用企業／デジタルサービスを広範に網にかけた規制強化を行おうとしていること

既に銀行・家電メーカー・自動車メーカー・商社・物流会社・ゲーム会社・飲食店なども「電気通信事業者」
→ DXの進展により、更に広範な企業が電気通信事業法の規制対象となり、IoT/M2Mのデータ流通にも大きな影響

懸念点②

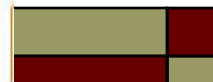
電気通信事業法が「情報取扱いの一般法」となり、二重規制や過剰規制をもたらすこと

個人情報保護法との二重規制+過剰規制（個人を識別できない情報の取扱いも規制、サーバ設置国の公表義務など）
→ あらゆる企業は、個人情報保護法に加え、電気通信事業法も理解した上で対応を行うことが必要に

懸念点③

国際的に極めて異常なガラパゴス規制が、日本のデジタル化に悪影響を及ぼすこと




サービスにチャット/メッセージング機能を付けるだけで総務省への届出が必要といったガラパゴス規制



ニュース > 科学・IT

ネット利用者情報の企業利用、総務省の規制案はなぜ後退したのか

2022/01/25 22:18

[この記事をスクラップする](#)   

電気通信事業法の見直しで揺れる総務省

パソコンやスマホで買い物をしたり、ウェブサイトを開覧したりすると、購買・閲覧の履歴や位置情報、アプリの利用状況など利用者に関する様々なデータが記録される。このような「利用者情報」は現在、本人の意向にかかわらず、事業者によってほぼ自由に扱われている。総務省は電気通信事業法の見直しで、その規制を検討してきたが、事業者団体の反対で、後退を余儀なくされた。何がどう変えられ、それによって利用者は何を得られなかったのかを検証する。（編集委員・若江雅子）



審査が不安に思っている人にもおすすめのクレジ

苦言や落胆、荒れた検討会

変更された主なポイント

	当初の方針	1月14日の報告書案
外務送信規律 義務	利用者の事前同意を取得	通知・公表でも可能
対象事業者	外部送信機能を入れたすべてのウェブサイトやアプリ	「電気通信事業者」と「電気通信事業を営む者」に限定
取り扱い規律 対象情報	契約・登録の有無に関わらず、すべての利用者の情報。オンライン識別子にひもづけられた履歴も含む	契約・登録した利用者の情報のみ（オンライン識別子のみにもひもづけられた情報は除外）
対象事業者	すべての電気通信事業者。一定規模以上の事業者には追加の措置	利用者1000万人以上の大規模事業者だけ
利用者情報の 保管先や委託先	一定規模以上の事業者には、所在国の公表を義務	今後、事業者団体と調整

朝日新聞デジタル > 記事

「とにかく中止」撤回された当初案 ネット利用者の情報保護巡る攻防

🔒 有料会員記事

杉山歩、江口悟 2022年2月19日 8時00分

シェア ツイート ブックマーク スクラップ メール 印刷

list 1



自民党政調の情報通信戦略調査会。総務省幹部が電気通信事業ガバナンス検討会の報告書案を説明した=2022年2月3日、東京・永田町の自民党本部

インターネット利用者の情報保護をめぐる新たな規制の案が、曲折を経て固まった。目指した欧州並みの強い規制は経済界の反発を受けてトーンダウン。識者には「世界から取り残される」との懸念もある。

「法改正がつぶれるよりははまだが、残念。もう少し押し返せなかったのか」。規制の強化に向けて議論してきた検討会のある委員は、経済界の反対を受けて大幅に後退した報告書の内容に不満を漏らした。

		当初の方針	実際の法律
利用者情報			
適正な取り扱いの規律	対象となる情報の範囲	契約・登録の有無に関わらず、すべての利用者の情報(オンライン識別子に紐づけられた履歴も含む)	契約・登録した利用者の情報のみ(オンライン識別子のみ紐づけられた情報は除外)+通信の秘密
	対象の事業者	すべての電気通信事業者。一定規模以上の事業者には追加の規制	利用者1000万人以上(無料)、500万人以上(有料)の大規模事業者だけ
	情報の保管先や委託先	一定規模以上の事業者には、所在国の公表を義務	いったん後退したが復活
利用者の情報の外部送信規律	義務の内容	利用者の事前同意取得	通知または容易に知りうる状態、または同意取得、オプトアウト措置
	適用事業者	外部送信機能を入れた全てのウェブサイトやアプリ	「電気通信事業者」と「電気通信事業を営む者」に限定
クラウド事業者への規律			
事故報告の義務		クラウド事業者が「コアネットワーク機能」を提供している場合は、事故報告義務を課す	見送り

「二重規制である！」は意味不明

建築基準法・消防法の基準に適合していないと、万一火災が発生した場合、利用者が安全に避難できず、大災害になるおそれがあります。

火災により多くの方が死傷すれば、ビル所有者や経営者の責任は重大ですので、建築基準法・消防法を遵守してください。

雑居ビルの火災事例

発生日 平成13年9月1日
被害 客及び従業員の死者44名 他
用途 雑居ビル

火災発生状況

3階のエレベーターホール付近から発生した火災が、階段やエレベーターホールに置いていた大量の物品に燃え広がり、3階及び4階の店舗に延焼し、客及び従業員が各店



一般論として1つの対象に2つ以上の法律がそれぞれの法目的で適用されることは普通に生じ得る

国土交通省のウェブサイトから

個人情報保護法は一般法、特殊分野は別

- 特殊分野における個別立法の必要性については、個人情報保護法制定時の付帯決議から明らか。

○附帯決議(平成15年4月25日)

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たっては、表現の自由等の基本的人権を尊重し、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益の保護に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。(中略)

五 医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討すること。

再掲

電気通信事業法の目的

個人情報保護法
とは異なる

通信サービス利用者の保護、通信の信頼確保



守られている



・通話
・メール

通信の秘密

利用の変化



・ウェブサイト
・アプリ

守られていない

通信関連
プライバシー

2018/06			
2018/06			グッシュス)
2018/06/02	19:30		WebサイトB(引越し業者)
2018/06/02	19:52		WebサイトC(引越し業者)
2018/06/02	20:05		ポータル△
2018/06/04	20:30		ニュース□
2018/06/01	20:46		EC@

私の通信が
筒抜けだ！

※「通信の秘密」には個人情報が含まれるが、それ以外にも
①法人の情報、②パーソナルデータであって個人情報ではないものが含まれる。
('電気通信役務利用者情報'も同じ ⇒ 対象範囲も違う)

ご清聴ありがとうございました
